

三光商店街ニュース (NO.17)

新宿三光商店街振興組合 理事長 奥山 彰彦 印

平成 17 年 6 月 28 日

これまでの「理事会ニュース」を、17 より「三光商店街ニュース」に変更いたします。

1. 新役員が決まりました。

先日 5 月 25 日の総会・役員改選により、今年度の新役員と役割りが決定しました。よろしくお願ひ致します。全役員の一覧表を添付いたします。

2. 各店に順次、火災感知器を設置します

5 月 23 日からの外ケーブル、配電盤等の設置工事に続き、6 月 13 日より「組合事務所」をはじめ、店舗店内の火災感知器を順次設置しています。未設置店舗、対象店舗には、あらかじめその旨お知らせ致しますので、「立会い」、「鍵の預かり」等、なにとぞ御協力をお願い致します。

「この事業は、本来地主・家主さん達の義務として行うべき事業」ですが、全地主さんが共同意思でこの事業を達成できる可能性は全くなく、当新宿三光商店街振興組合が組合活動の貴重な時間をさいて、現在毎朝 9:00 より代行して行っております。

なにとぞご理解のうえ、御協力お願い致します。

なお、この工事終了（予定 7 月末）まで、集金予定日等以外は事務所を 5 時に終了させていただきまます。ご了承下さい。

3. 消防署からのお知らせ

自衛消防訓練の定期的実施、避難訓練の定期的実施（法 17 - 1、令 4、則 3）。

自動火災報知設備設置義務（法 7 - 1、令 21、則 23）

木造 3 階部分の居室使用禁止（建基法第 22 条、建安例 7 条）。

（抜粋）三階以上の階に居室を有する建築物は、木造建築物としてはならない。

...したがって、3 階は物置とされ、3 階の営業的使用は、真っ先に罰則の対象となります。ご注意下さい。

4. ゴミ出しルールを無視している人がいます。

新宿清掃局の職員の皆さんと組合理事が、6 月 20～22 日の 3 日間、各店舗に注意して回りましたが、ゴミ出しルール守ってない人がこの商店街にいるようです。以下の、「燃えるゴミ」と「燃えないゴミ」を混ぜこぜにせず、峻別し、ゴミの量をギューツと絞り、袋の口をキッチリ縛って所定のポリバケツに入れてください。

清掃作業員の方が、何人もケガをしているのです。

(NO.17 - 2)

燃えるゴミ（生ゴミ、割り箸、紙くず等）

燃えないゴミ（ガラス、プラスチック、食品トレイ、ビン、缶など）

なお、うちの組合のごみ集積所には、ビン類が非常に大量に出されており問題になっております。酒ビン等は全て仕入れた酒屋さんに返却して下さい。酒屋さんが組合の置き場に捨てて行くなどは言語道断ですので、止めるよう警告中です。

また、ゴミ出しは全て有料ですが、有料シールの貼り方が甘くなっています。清掃局と協議の結果、一人一人ではなく、組合が責任を持って全体として一日幾ら分のシールを貼るか、という方式に切り替える予定です。

ゴミの減量化には、組合員全員が一丸となって御協力お願い致します。

5 . ホームページ、マップ冊子作成に御協力下さい。

ホームページ、マップ（ミニコミ誌）作成のためのアンケートを実施します。別紙、添付いたしますので、7月7日までにお答えいただきますよう、御協力お願い致します。

6 . 当町内の方の納税通知書へのご質問。

?住居が新宿区以外であっても、当町内(区内)で営業している店舗の全ての方に、新宿区役所から納税通知書が届きます。

特別区民税 3000 円 + 都民税 1000 円 = 合計 4000 円、となるようです。